

第76期 定時株主総会 招集ご通知



日 時

2020年1月25日（土曜日）午前10時



場 所

兵庫県宝塚市梅野町1番46号
宝塚ホテル 新館3階 琥珀の間

ご来場の際は末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」を参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件
- 第5号議案 当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

目次

■第76期定時株主総会招集ご通知	1
------------------	---

(添付書類)

■事業報告	2
-------	---

■連結計算書類	19
---------	----

■計算書類	22
-------	----

■監査報告書	25
--------	----

■株主総会参考書類	28
-----------	----

証券コード 7279
2019年12月30日

株 主 各 位

兵庫県宝塚市栄町一丁目12番28号
株式会社ハイレックスコーポレーション
代表取締役社長 寺 浦 實

第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年1月24日（金曜日）当社営業時間終了の時（午後5時20分）までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年1月25日（土曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県宝塚市梅野町1番46号
宝塚ホテル 新館3階 琥珀の間

ご来場の際は末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」を参照いただき、お間違のないようお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

- 第76期（2018年11月1日から2019年10月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第76期（2018年11月1日から2019年10月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役4名選任の件
第4号議案 役員賞与支給の件
第5号議案 当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hi-lex.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎法令及び当社定款第17条の規定に基づき、本招集ご通知に添付すべき書類のうち連結計算書類の連結注記表と計算書類の個別注記表につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hi-lex.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知添付書類への記載のもののほか、この連結注記表及び個別注記表として表示すべき事項も含まれております。

(添付書類)

事業報告 (2018年11月1日から 2019年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、通商問題を巡る緊張、中国経済の先行き、英国のEU離脱の行方、金融資本市場の変動等による影響から、不透明な状況で推移いたしました。米国では、景気は回復が続いており、中国では通商問題、過剰債務問題を含む金融市場の動向等、英国のEU離脱の行方等によって世界経済の景気が下振れするリスクが懸念されます。日本経済においては、通商問題を巡る緊張、中国経済の先行き、英国のEU離脱の行方等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要はあるものの、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されます。

自動車業界においては、日本国内の自動車生産台数は前年同期比3.1%増の993万台となりました。海外では、米国の自動車生産台数は前年同期比0.1%減の1,120万台、中国の自動車生産台数は前年同期比11.4%減の2,583万台となりました。

当連結会計年度の業績は、主に北米並びにインドを除くアジアで販売が堅調に推移した一方で、中国、欧州、日本、インドで販売が減少したことにより、売上高は2,400億2百万円（前年同期比112億4千8百万円減、4.5%減）となりました。営業利益は、主に、中国における自動車市場低迷による販売減少の影響、北米においては、米国における中国からの輸入品に関する追加関税による大幅なコスト増、2019年に立ち上がる受注対応のため、前々年から実施している建屋拡張を含む大規模な生産能力増強に係る減価償却費、人件費並びにその他製造経費の増加の影響、アジアにおいては、主にインドにおける自動車市場の低迷による販売減少及びインド子会社の新工場での減価償却費、人件費並びにその他製造経費の増加の影響等により前年同期比で大幅に減少し、67億8千9百万円（前年同期比30億1千1百万円減、30.7%減）となりました。経常利益は、主に受取利息5億8千8百万円、受取配当金5億8千6百万円並びに助成金収入4億3千5百万円による収益を計上した一方で、為替差損10億5千4百万円が発生した影響等により、82億9千5百万円（前年同期比35億4千6百万円減、29.9%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、ロシア、イギリス並びにブラジル子会社で有形固定資産及びのれんに関連する減損損失6億8千1百万円を計上したことと、米国子会社で製品保証引当金繰入額4億3千5百万円を計上したことによる影響により、34億9千5百万円（前年同期比20億2千9百万円減、36.7%減）となりました。

部門別の事業の概況

当社グループは、主として二・四輪用、産業機器用、医療機器用、住宅機器用、船舶用等の遠隔操作のコントロールケーブル及び四輪用ウインドレギュレータとそれらの付属品の製造並びに販売を行っております。

当社グループの部門別の売上高は次のとおりであります。

区 分	第 75 期	第 76 期	前 年 同 期 比
コントロールケーブル	85,586百万円	80,480百万円	94.0%
ウインドレギュレータ	74,600百万円	67,417百万円	90.4%
ド ア モ ジ ュ ー ル	66,003百万円	69,431百万円	105.2%
そ の 他	25,060百万円	22,673百万円	90.5%
計	251,250百万円	240,002百万円	95.5%

- ② 設備投資及び資金調達の状況
 設備投資につきましては、米国子会社での工場拡張及び生産設備増強、チェコの新設子会社の工場建設を中心に、総額102億8千6百万円を実施いたしました。
 また、新株式発行及び社債発行による資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の推移

区 分	第 73 期 2016年10月期	第 74 期 2017年10月期	第 75 期 2018年10月期	第 76 期 (当連結会計年度) 2019年10月期
売 上 高	235,710百万円	257,284百万円	251,250百万円	240,002百万円
経 常 利 益	16,727百万円	16,744百万円	11,842百万円	8,295百万円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	10,922百万円	8,715百万円	5,524百万円	3,495百万円
1株当たり当期純利益	287円45銭	229円32銭	145円32銭	91円94銭
総 資 産	203,751百万円	250,785百万円	250,090百万円	243,002百万円
純 資 産	147,375百万円	174,762百万円	178,921百万円	177,835百万円
1株当たり純資産額	3,608円74銭	4,227円17銭	4,326円93銭	4,303円31銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

② 当社の財産及び損益の推移

区 分	第 73 期 2016年10月期	第 74 期 2017年10月期	第 75 期 2018年10月期	第76期(当期) 2019年10月期
売 上 高	52,648百万円	59,021百万円	60,217百万円	56,035百万円
経 常 利 益	4,046百万円	6,588百万円	6,555百万円	3,885百万円
当 期 純 利 益	2,725百万円	4,201百万円	4,126百万円	2,812百万円
1株当たり当期純利益	71円69銭	110円53銭	108円55銭	73円97銭
総 資 産	97,811百万円	112,219百万円	114,862百万円	119,946百万円
純 資 産	82,698百万円	92,064百万円	96,002百万円	100,357百万円
1株当たり純資産額	2,172円16銭	2,418円61銭	2,522円04銭	2,636円62銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
韓国 T S K 株式会社	大韓民国慶尚南道昌原市	6,077百万ウォン	100.0%	コントロールケーブル
出石ケーブル株式会社	兵庫県豊岡市	200百万円	100.0%	//
株式会社ハイレックス埼玉	埼玉県本庄市	291百万円	100.0%	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
株式会社ハイレックス島根	島根県浜田市	450百万円	100.0%	//
株式会社ハイレックス関東	千葉県茂原市	96百万円	58.9%	コントロールケーブル
TSK of AMERICA INC.	米国ミシガン州バトル クリーク市	19百万米ドル	100.0%	持株会社
HI-LEX AMERICA INC.	米国ミシガン州バトル クリーク市	7百万米ドル	100.0% (100.0%)	コントロールケーブル
HI-LEX CONTROLS INC.	米国ミシガン州リッチ フィールド市	3百万米ドル	100.0% (100.0%)	ウインドレギュレータ他
HI-LEX MEXICANA,S.A.DE C.V.	メキシコケタラロ州ケ レタロ市	36百万米ドル	100.0% (100.0%)	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
HI-LEX INDIA PRIVATE LTD.	インドハルヤナ州グル グラム	3,098百万 インドルピー	100.0%	//
HI-LEX VIETNAM CO.,LTD.	ベトナムハイフォン市	211,091百万 ベトナムドン	93.7%	コントロールケーブル
但馬ティエスケイ株式会社	兵庫県豊岡市	56百万円	52.2%	//
PT. HI-LEX INDONESIA	インドネシアジャカル タ市	24,439百万 インドネシアルピア	100.0%	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
PT. HI-LEX PARTS INDONESIA	インドネシアジャカル タ市	5,118百万 インドネシアルピア	100.0% (39.3%)	コントロールケーブル
HI-LEX CABLE SYSTEM CO.,LTD.	英国ウェールズ州ポー トタルボット市	4百万ポンド	100.0%	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
重慶海徳世拉索系統集团有限公司	中華人民共和国重慶市	204百万円	63.0%	//
広州利時徳控制拉索有限公司	中華人民共和国広東省 広州市	28百万円	100.0% (100.0%)	コントロールケーブル
重慶海徳世控制拉索系統有限公司	中華人民共和国重慶市	17百万円	100.0% (100.0%)	//
煙台利時徳拉索系統有限公司	中華人民共和国山東省 煙台市	66百万円	100.0%	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
大同ハイレックス株式会社	大韓民国仁川広域市	28,010百万ウォン	61.1%	ウインドレギュレータ他
HI-LEX HUNGARY CABLE SYSTEM MANUFACTURING LLC	ハンガリーレーチャー グ市	2百万 ユーロ	100.0%	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
江蘇大同海徳世専門系統有限公司	中華人民共和国江蘇省 塩城市	65百万円	100.0% (100.0%)	ウインドレギュレータ他
広東海徳世拉索系統有限公司	中華人民共和国広東省 広州市増城区	105百万円	100.0% (70.0%)	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
長春海徳世汽車拉索有限公司	中華人民共和国吉林省 長春市	45百万元	100.0% (100.0%)	コントロールバルブ及び ウイントレギュレータ他
DAEDONG HI-LEX OF AMERICA INC.	米国アラバマ州チャン パース郡カセッタ市	8百万米ドル	100.0% (100.0%)	ドアモジュール
株式会社サンメディカル技術研究所	長野県諏訪市	90百万円	81.7%	医療用機器
HI-LEX RUS LLC	ロシア連邦サマラ州ト リヤツティ市	385百万ルーブル	91.2%	コントロールバルブ及び ウイントレギュレータ他
HI-LEX EUROPE GMBH	ドイツ連邦共和国バイエル ン州シュヴァインフルト市	25千ユーロ	100.0%	//
大同ドア株式会社	大韓民国仁川広域市	47,829百万ウォン	97.4% (73.9%)	ドア・ラッチ他
江蘇大同多沃汽車配件有限公司	中華人民共和国江蘇省 張家港市	19百万元	100.0% (100.0%)	//
PT. HI-LEX CIREBON	インドネシア西ジャワ 州チルボン市	34,833百万 インドネシアルピア	100.0% (50.0%)	コントロールバルブ及び ウイントレギュレータ他
杭州海徳世拉索系統有限公司	中華人民共和国杭州市	120百万元	90.0% (90.0%)	//
HI-LEX AUTO PARTS SPAIN, S.L.	スペインカタルーニャ 州バルセロナ	3千ユーロ	100.0% (100.0%)	//
HI-LEX ITALY S.P.A.	イタリアキアーバリ	10,670千ユーロ	100.0% (20.1%)	ウイントレギュレータ及び ドアモジュール他
HI-LEX CZECH, S.R.O.	チェコモスト市	8,361千ユーロ	100.0% (50.0%)	ドアモジュール他
株式会社ハイレックス宮城	宮城県栗原市	499百万円	100.0%	コントロールバルブ及びウ イントレギュレータ他
HI-LEX AUTOMOTIVE DO BRASIL LTDA.	ブラジルミナスジェラ イス州	13,046千リアル	100.0% (100.0%)	ウイントレギュレータ及び ドアモジュール他
HI-LEX DO BRASIL LTDA.	ブラジルサンパウロ州	36,690千リアル	100.0% (100.0%)	コントロールバルブ及びウ イントレギュレータ他
HI-LEX SERBIA D.O.O.	セルビアスレム郡スレ ムスカミドロビツァ市	167百万 セルビアディナール	100.0% (100.0%)	ウイントレギュレータ
海徳世汽車部件(瀋陽)有限公 司	中華人民共和国遼寧省 瀋陽市	1百万元	60.0% (60.0%)	//
HI-LEX DOOR INDIA PRIVATE LIMITED.	インドタミル・ナードゥ 州カーンチープラム	69百万 インドルピー	76.7% (76.7%)	ドア・ラッチ他

- (注) 1. 当社の議決権比率の欄の()内は、間接所有で内数を記載しております。
2. 上記記載の子会社を含め、当社の連結子会社は43社、持分法適用関連会社は3社であります。
3. 当連結会計年度において、従来持分法非適用非連結子会社であったHI-LEX SERBIA D.O.O.
(HI-LEX ITALY S.P.A.の欧州子会社)及び海徳世汽車部件(瀋陽)有限公司(HI-LEX ITALY
S.P.A.の中国子会社)は、重要性が増したため連結の範囲に含めております。
4. 当連結会計年度において、HI-LEX DOOR INDIA PRIVATE LIMITED.を新規設立し、連結の
範囲に含めております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、EV等の環境規制対応により加速するサプライチェーンのグローバル用途の減少、世界的原材料価格の上昇、国内外競合メーカーとの価格競争激化、中国市場の低迷、米中の通商問題等、大きな変化に直面しており、経営環境が厳しいものになっております。そのような経営環境の中で、当社グループの強みであります世界17ヶ国に展開した拠点が相互に協力・連携しながら、お客様の要望に即応することでシェアを拡大していくことやお客様の期待を上回る新製品開発・拡販が、重要な経営課題となっております。

当社グループは次の3つを基本戦略として、その経営課題に取り組んでまいります。

- I. 足元を固める
- II. 安心品質・高付加価値・低価格製品の実現
- III. グローバル人材の育成

そのための方策として、以下の5つを柱としております。

①市場開拓

欧州自動車メーカーをはじめ中国およびインド市場における自動車メーカーから新規受注を獲得し、欧州やインド等に新生産拠点の構築と生産能力増強を図ってまいりました。これら事業の経営の安定化を早期に実現し、当社製品の更なる世界シェアアップを図ってまいります。

また、非自動車分野における新市場の開拓を積極的に推進してまいります。

②開発強化

製品の素材と設計の最適化によって低コストで高品質化を図り、お客様の期待を上回る新製品をスピーディーに提案し、世界中のお客様に安心と喜びを届けてまいります。

また、パワーリフトゲート、電動アクチュエータ等のシステム製品の開発および医療機器、福祉関連機器、住宅関連機器等の非自動車分野の新製品開発に注力してまいります。

③グローバル価格

世界的原材料価格の上昇および自動車メーカーの生産販売のボーダレス化に対応すべく、当社グループの強みであります世界17ヶ国に展開した拠点が相互に協力・連携し、どの地域であっても当社グループの有する安心品質・高付加価値・低価格な製品を供給し、お客様の多様なニーズを先取りし、当社グループがOne Teamとなってお客様の要望に即応してまいります。

④安心品質

4S（整理、整頓、清掃、整備）が自然にできるような仕事の流れて品質管理を徹底し、世界中のどの拠点からでも安心してお客様に買っていただける体制を築いてまいります。

⑤グローバル人材

世界中のどこでもプロの技術で教え導くことのできるスキルと国際適応力をもつグローバル人材を育て、海外子会社に派遣することによって、現地の人材を育成してまいります。

(5) 主要な事業内容

事業内容	主要製品
コントロールケーブル事業	パーキングケーブル、トランスミッションケーブル、各種オープナー/リリースケーブル
ウインドレギュレータ他事業	ウインドレギュレータ、ドアモジュール、ドア・ラッチ、医療用機器、パワーリフトゲートシステム、電動アクチュエータ等システム製品

(6) 主要な拠点等

① 当社

営業拠点	本社営業課（兵庫県宝塚市）、宇都宮営業所（栃木県宇都宮市）、東京営業所（埼玉県狭山市）、名古屋営業所（愛知県豊田市）、浜松営業所（静岡県浜松市）、広島営業所（広島県安芸郡坂町）
生産拠点	医療機器事業部（兵庫県宝塚市）、三田工場（兵庫県三田市）、三田西工場（兵庫県三田市）、柏原工場（兵庫県丹波市）、三ヶ日工場（静岡県浜松市）

② 子会社

主要な子会社及びその所在地については「(3) 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
国内	1,716	20(増)
海外	11,573	267(増)
合計	13,289	287(増)

(注) 従業員数には、出向者は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢	平均勤続年数
1,018	8(増)	39.6歳	14.8年

(注) 従業員数には、出向者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 38,216,759株 (自己株式150,613株を含む)
 (3) 株主数 2,659名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
寺 浦 興 産 株 式 会 社	9,170 ^{千株}	24.09 [%]
公 益 財 団 法 人 寺 浦 奨 学 会	1,554	4.08
ジェーピー モルガン チェース バンク 380684	1,397	3.67
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライズド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サブ ポートフォリオ)	1,351	3.55
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,259	3.30
ジェーピー モルガン バンク ルクセンブルグ エスエイ 380578	1,176	3.09
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	1,134	2.97
西 川 ゴ ム 工 業 株 式 会 社	1,034	2.71
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口)	940	2.47
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	928	2.43

(注) 持株比率は自己株式 (150,613株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

新株予約権の名称	発行決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権1個当たりの払込金額	新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額	新株予約権の行使期間	役員の保有状況 取締役（社外取締役を除く）		
							新株予約権の数	目的となる株式数	保有者数
第1回新株予約権	2009年12月14日	2,346個	普通株式 2,346株	707円	1円	2009年12月21日～ 2029年12月20日	2,346個	2,346株	2人
第2回新株予約権	2010年12月13日	4,539個	普通株式 4,539株	1,026円	1円	2010年12月20日～ 2030年12月19日	4,539個	4,539株	2人
第3回新株予約権	2011年12月16日	4,189個	普通株式 4,189株	1,013円	1円	2012年1月17日～ 2032年1月16日	4,189個	4,189株	3人
第4回新株予約権	2012年12月14日	4,891個	普通株式 4,891株	1,252円	1円	2013年1月16日～ 2053年1月15日	4,891個	4,891株	3人
第5回新株予約権	2013年12月13日	3,687個	普通株式 3,687株	2,295円	1円	2014年1月15日～ 2054年1月14日	3,687個	3,687株	4人
第6回新株予約権	2014年12月12日	2,987個	普通株式 2,987株	3,076円	1円	2015年1月14日～ 2055年1月13日	2,987個	2,987株	4人
第7回新株予約権	2015年12月11日	1,790個	普通株式 1,790株	3,102円	1円	2016年1月13日～ 2056年1月12日	1,790個	1,790株	4人

(注) 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりです。

1. 新株予約権者は、取締役を退任した日の翌日から10日を経過するまでの日に限り本新株予約権を行使することができる。
 2. 新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	寺 浦 實	TSK of AMERICA INC. CEO 株式会社サンメディカル技術研究所代表取締役
代表取締役副社長	中 野 充 宏	当社人事総務・経理・情報管掌兼調達管掌兼原価企画管掌兼医療機器事業管掌兼内部統制管掌兼技術開発管掌
専務取締役	寺 浦 太 郎	当社グローバル営業本部管掌兼欧州事業管掌 HI-LEX CABLE SYSTEM CO.,LTD. CEO HI-LEX HUNGARY CABLE SYSTEM MANUFACTURING LLC CEO HI-LEX CZECH, S.R.O. CEO
常務取締役	平 井 彰 一	当社海外事業管掌 韓国 T S K 株式会社代表取締役社長
取締役	正 木 靖 子	弁護士 生活協同組合コープこうべ員外監事 株式会社ノーリツ社外取締役（監査等委員）
取締役	加 藤 徹	
取締役	赤 西 芳 文	弁護士
常勤監査役	星 野 憲 太郎	
監査役	吉 竹 英 之	税理士
監査役	岡 本 忍	税理士
監査役	小 林 佐 敏	税理士

- (注) 1. 取締役正木靖子、取締役加藤徹及び取締役赤西芳文の3氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役吉竹英之、監査役岡本忍及び監査役小林佐敏の3氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役吉竹英之、監査役岡本忍及び監査役小林佐敏の3氏は、税理士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は取締役正木靖子、取締役加藤徹、取締役赤西芳文、監査役吉竹英之、監査役岡本忍及び監査役小林佐敏の6氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	7名	158百万円
監 査 役	4名	46百万円
合 計 (うち社外役員)	11名 (6名)	205百万円 (36百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2009年1月24日開催の第65期定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、1993年1月23日開催の第49期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
3. 支給額には当事業年度に係る役員賞与支給予定額26百万円を含めております。
4. 支給額には当事業年度に係る株式報酬費用4百万円を含めております。(2016年1月23日開催の第72期定時株主総会において決議いただいた業績連動型株式報酬制度の導入に伴うもの)

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先会社名	兼職の内容
取 締 役	正 木 靖 子	生活協同組合コープこうべ株式会社ノーリツ	員外監事 社外取締役(監査等委員)

上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

氏 名	出 席 状 況	
取締役 正 木 靖 子	取締役会 全12回中12回	—
取締役 加 藤 徹	取締役会 全12回中12回	—
取締役 赤 西 芳 文	取締役会 全12回中12回	—
監査役 吉 竹 英 之	取締役会 全12回中11回	監査役会 全13回中13回
監査役 岡 本 忍	取締役会 全12回中12回	監査役会 全13回中13回
監査役 小 林 佐 敏	取締役会 全12回中11回	監査役会 全13回中13回

(注) 発言状況につきましては、各人がその経験と見識に基づき、適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

5. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人

- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

・当事業年度に係る報酬等の額 (公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額)	58百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社である、韓国TSK株式会社ほか29社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

- (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由のいずれかに該当する場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制

当社は、「経営理念（創業の理想）」として「①この仕事を通じて社会に貢献する」、「②この仕事を通じて立派な人を創る」を掲げ、「創業の理想」を実現するために「経営信条」、「社訓」を経営方針として定め、経営理念、経営方針を継承、実践していく上での倫理規範、行動規範を明確にした「アクション・ガイドライン」を制定しております。

- (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は、コンプライアンス委員会の機能をもち、コンプライアンスの推進を統括し、当社をはじめグループにおける基本政策の決定、全体的な監督を行います。
 - ② 拠点長、部門長をコンプライアンス・オフィサーとし、その指導、教育のもと、「アクション・ガイドライン」及び「コンプライアンス・マニュアル」に則り、コンプライアンスを実践しその定着を図ります。
 - ③ コンプライアンスに関わる問題及び疑問点に関して、従業員が直接通報、相談することのできる制度「内部通報者保護規定」等を通じて、法令遵守並びに企業倫理に関する情報の早期把握及び解決を図ります。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会その他重要な会議の意思決定に係る情報、社長決裁その他の重要な決裁に関する情報、業務・財務に関する重要な情報等取締役の職務執行に係る情報を、「文書管理規定」に従い、記録し保存、管理します。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - ① 品質、市場変動、災害、環境、情報セキュリティ、コンプライアンスなど損失をもたらす危険の管理については、取締役会において当該危険の認識、評価、対応方針等を検討、決定した上で、規定・ガイドラインの制定、教育の実施、マニュアルの作成・配布や対策実施に係る指導、点検等を行います。
 - ② 新たに生じた損失の危険への対応が必要な場合、取締役会において速やかに対応責任者となる役員（執行役員を含む）及び担当部門を決定します。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 経営管理の意思決定機関として「取締役会」を定期的開催し、取締役の審議により機動的に意思決定を行います。
 - ② 任意の機関として「経営会議」を定期的開催し、経営、業務執行に係る基本的事項や重要事項、取締役会付議事項に関する事前検討や方針決定を多面的かつ効率的に行います。
 - ③ 取締役会の決議により執行役員を選任し、代表取締役及び取締役が決定した業務の執行を委任します。執行役員は、求めに応じて取締役会に随時出席し、必要事項の報告、説明を行います。
 - ④ 「職務権限規定」、「決定権限規定」、「業務分掌規定」により明確化された権限、役割分担に基づき、代表取締役、取締役、執行役員は、職務を執行します。

- (5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「関係会社管理規定」に基づき、関係会社の事業に関する承認、報告の受理、経営・業務に関する連絡の保持を行い、当社グループ全体の経営の健全性を確保します。
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
当社は、子会社及び関連会社（以下「子会社等」という）の損失の危険に関して内部規定を定めており、当該部門または子会社等を管掌ないし担当する取締役は、重大な災害等のリスク、事業等のリスク等が発生した場合に、規定等に基づく適切な対応を行うこととしております。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
代表取締役、担当取締役は、定期的に内外関係会社を訪問し、業務運営状況を検証するとともに必要な改善指示、当社による支援の手配等を実施します。
- 二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 監査役及び内部統制監査室は、連携して関係会社の実地監査を実施します。
 - ② 実地監査に際しては、当該関係会社の法定監査を担当している監査法人とも協議し、その妥当性を検証したうえで、必要な改善の指導・勧告を行います。
- (6) 反社会的勢力を排除するための体制
当社は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の取引や利益供与は行いません。
- (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監査役職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社は、監査役職務を補助するための機関として、監査役直属の監査役室を設置し、監査役の求めに応じて監査役の監査を補助するスタッフを置くこととしております。
 - ② 監査役室のスタッフの任命、異動、評価等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保します。
 - ③ 監査役室のスタッフは、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合には、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとするにより、スタッフに対する指示の実効性を確保しております。
 - ④ 監査役会は、内部統制監査室と、それぞれの年度監査計画策定時に協議を行う他、監査結果に関する情報を共有するなど、連携し、また牽制しながら監査業務を遂行します。

- (8) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- ① 監査役は、随時、必要に応じて当社の取締役、従業員、子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者から業務執行、遂行状況を聴取します。
 - ② 監査役は、当社工場その他の拠点並びに内外関係会社に対し、計画的に実地監査に赴き、現状の把握、問題点の指摘、是正勧告を実施します。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社及び当社グループは、前号(1)の③に掲げる内部通報者保護規定及びそれに準じる内部規定において、通報者が通報により不利益な取り扱いを受けない旨を定めております。
- (10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役監査に関する社内規定を定め、監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払い等の請求、当該請求に係る費用または債務を処理する手順を定めており、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。
- (11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は取締役会に出席し、重要な意思決定過程及び取締役の職務執行を監査します。
 - ② 監査役は、全ての稟議書並びにその他業務執行に関する重要な文書を閲覧します。
- (12) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性の確保、及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社及び当社グループの内部統制システムの整備・運用を行います。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- (1) コンプライアンス教育の一環として、当社全社員及び子会社幹部社員を対象としたコンプライアンスに係る社内研修を実施する等、コンプライアンス意識の向上を図るための改善活動を継続的に実施しております。
- (2) 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、副社長直轄部門である内部統制監査室が、内部統制監査計画書（財務報告の基本方針）に基づき、内部監査を実施しております。
- (3) 情報セキュリティ対策の一環として、情報セキュリティ委員会による情報セキュリティ教育を実施しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は上場会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、当社取締役会の賛同を得ずに行われる大規模買付等（特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）のうち、当社の取締役会の同意を得ていないものをいいます。）に応じるか否かの判断も、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、会社の支配権の移転を伴う大規模買付等の中には、当社の企業価値・株主共同の利益に反するものが幾つか存在しており、これらの大規模買付等が行われることを未然に防止できなければ、当社の強みである製造技術を支える優秀な従業員の流出を招き、お客様・仕入先様・社会からの強固な信頼を失い、当社における企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組みの遂行に大きな影響を与えかねません。

そこで、当社は、大規模買付等が一定の合理的なルールに従って進められることが当社株主共同の利益及び当社の企業価値の確保・向上に資すると考え、2016年12月12日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」（以下「本プラン」といいます。）を決議しました。本プランは、2017年1月28日開催の当社第73期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得ております。

(2) 不適切な支配の防止のための取り組み

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等が行われる場合の手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が買付者等との交渉を行う機会を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

すなわち、本プランは、大規模買付等を実施しようとする買付者等には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出して頂き、当社取締役会がその大規模買付等を評価・交渉・代替案を提出する期間を設けることとする大規模買付ルールを定めるものです。

当社取締役会は、独立役員として証券取引所に届け出をしている社外取締役及び社外監査役で構成する独立委員会を設置し、独立委員会は、買付者等や当社取締役会から情報を受領した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討等を行います。

買付者等が本プランの手続を遵守しない場合や、当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会に諮問した上で、独立委員会の判断を最大限尊重して対抗措置の発動、不発動を決定します。

なお、本プランの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.hillex.co.jp/>）に「当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）」として掲載されております。

(3) 不適切な支配の防止のための取り組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

① 株主意思の反映

本プランは、2017年1月28日開催の当社第73期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ており、その有効期間は当社第73期定時株主総会終結のときから2020年1月25日に開催予定の当社第76期定時株主総会の終結の時までの3年間とされており、株主の皆様の意思の尊重に最大限の配慮を行っております。また、大規模買付等を受け入れるか否かは最終的には当社株主の皆様ご判断に委ねられるべきという方針で貫かれており、対抗措置を発動するのは、買付者等が本プランの手續を遵守しない場合や当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定されております。

② 独立性の高い社外者の判断と情報開示

独立役員として届出をしている社外取締役及び社外監査役により独立委員会を構成することにより、当社の業務を執行する経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、独立委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

さらに、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

③ 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動の勧告がなされないように設定されています。これにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止します。

④ 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

(注) 本プランの有効期限は、本定時株主総会終結の時までとなっております。当社取締役会は本プラン導入後も、社会・経済情勢の変化、法令改正等を踏まえ、その継続の是非を含め、そのあり方について慎重に検討してまいりました。

その結果、2019年12月13日開催の取締役会において、社外取締役3名を含む当社取締役全員の賛成により、本プランを一部変更した上で、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に本プランを継続することを決定しております。

詳細につきましては、後記の株主総会参考書類37頁から59頁までに記載の「第5号議案 当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件」をご参照下さい。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、株主の皆様にとっての収益性と今後の収益予想や将来の事業展開等を考慮し、長期的な安定配当を維持していくことを基本方針としております。環境変化等に応じた内部留保レベルと長期的な安定配当及び連結での配当性向を考慮した配当政策を実施してまいります。

また、内部留保金につきましては、企業体質の強化を図りながら、市場ニーズに応えるため製品開発、合理化設備、海外市場開拓及び海外生産拠点の充実等に効果的に投資してまいります。

当期の期末配当金につきましては、1株当たり26円50銭とする予定であります。年間配当金では、中間配当金26円50銭と合わせて53円とする予定であります。

なお、期末配当金につきましては、株主総会の決議事項といたします。

連結貸借対照表

(2019年10月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	118,054	流 動 負 債	46,526
現金及び預金	46,617	支払手形及び買掛金	25,406
受取手形及び売掛金	37,122	短期借入金	3,663
電子記録債権	1,285	1年内返済予定の長期借入金	502
有価証券	3,992	未払法人税等	1,088
商品及び製品	9,233	賞与引当金	1,849
仕掛品	2,770	役員賞与引当金	55
原材料及び貯蔵品	12,005	製品保証引当金	3,532
その他	5,364	その他	10,428
貸倒引当金	△337	固 定 負 債	18,640
固 定 資 産	124,942	長期借入金	3,057
有形固定資産	59,299	繰延税金負債	12,122
建物及び構築物	22,694	退職給付に係る負債	2,276
機械装置及び運搬具	20,381	その他	1,184
工具器具備品	2,206	負 債 合 計	65,167
土地	7,889	(純資産の部)	
建設仮勘定	6,128	株 主 資 本	145,237
無形固定資産	6,433	資本金	5,657
のれん	2,232	資本剰余金	7,342
その他	4,201	利益剰余金	132,584
投資その他の資産	59,209	自己株式	△345
投資有価証券	54,016	その他の包括利益累計額	18,366
長期貸付金	89	その他有価証券評価差額金	28,134
退職給付に係る資産	438	為替換算調整勘定	△9,222
繰延税金資産	1,270	退職給付に係る調整累計額	△545
その他	5,672	新株予約権	117
貸倒引当金	△2,277	非支配株主持分	14,113
繰延資産	5	純資産合計	177,835
資 産 合 計	243,002	負債・純資産合計	243,002

連結損益計算書

(2018年11月1日から
2019年10月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上		240,002
売上		209,452
販売費		30,549
営業		23,760
営業		6,789
受取	588	
受取	586	
受取	256	
受取	189	
受取	170	
受取	238	
受取	435	
受取	82	
受取	735	3,283
支	156	
支	1,054	
支	64	
支	501	1,777
経		8,295
特	97	
特	128	225
固	12	
固	681	
固	47	
固	435	
固	204	1,381
税		7,140
法	2,403	
法	187	2,591
当		4,548
非		1,053
親		3,495
当		

連結株主資本等変動計算書

(2018年11月1日から
2019年10月31日まで)

(単位：百万円)

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2018年11月1日 期首残高	5,657	7,332	130,883	△336	143,536
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,016		△2,016
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,495		3,495
自己株式の取得				△9	△9
自己株式の処分			9		9
連結範囲の変動			222		222
連結子会社株式の取得による持分の増減		0			0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	9	1,701	△9	1,701
2019年10月31日 期末残高	5,657	7,342	132,584	△345	145,237

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非 株 主 支 配 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計			
2018年11月1日 期首残高	24,574	△3,179	△427	20,967	117	14,299	178,921
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,016
親会社株主に帰属する 当期純利益							3,495
自己株式の取得							△9
自己株式の処分							9
連結範囲の変動							222
連結子会社株式の取得による持分の増減							0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額（純額）	3,560	△6,042	△118	△2,600	-	△186	△2,787
連結会計年度中の変動額合計	3,560	△6,042	△118	△2,600	-	△186	△1,086
2019年10月31日 期末残高	28,134	△9,222	△545	18,366	117	14,113	177,835

貸借対照表

(2019年10月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	24,709	流動負債	7,599
現金及び預金	8,129	買掛金	4,964
受取手形	449	未払金	790
電子記録債権	1,244	未払費用	281
売掛金	9,729	未払法人税等	408
有価証券	902	前払受取金	2
商品及び製品	1,295	前払賞与引当金	40
仕掛品	644	賞与引当金	938
原材料及び貯蔵品	441	役員賞与引当金	42
前払費用	166	製品保証引当金	129
未収入金	1,654	その他	0
1年内回収予定の長期貸付金	7	固定負債	11,988
その他	43	長期未払金	217
固定資産	95,236	繰延税金負債	11,536
有形固定資産	6,977	退職給付引当金	3
建物	1,996	役員株式給付引当金	78
構築物	72	資産除去債	151
機械及び装置	1,184	その他	2
車両運搬具	26	負債合計	19,588
工具、器具及び備品	310	(純資産の部)	
土地	2,374	株主資本	72,105
建設仮勘定	1,011	資本金	5,657
無形固定資産	904	資本剰余金	7,163
特許権	0	資本準備金	7,105
借地権	152	その他資本剰余金	57
ソフトウェア	217	自己株式処分差益	57
ソフトウェア仮勘定	522	利益剰余金	59,631
電話加入権	6	利益準備金	727
施設利用権	3	その他利益剰余金	58,903
投資その他の資産	87,354	配当準備金	5,900
投資有価証券	49,879	研究開発積立金	13,200
関係会社株式	21,447	特別償却積立金	55
関係会社出資金	11,013	固定資産圧縮積立金	27
従業員に対する長期貸付金	26	別途積立金	35,600
関係会社長期貸付金	2,984	繰越利益剰余金	4,120
破産更生債権等	559	自己株式	△345
長期前払費用	49	評価・換算差額等	28,134
前払年金費用	408	その他有価証券評価差額金	28,134
保険積立金	1,240	新株予約権	117
その他	302	純資産合計	100,357
貸倒引当金	△559	負債・純資産合計	119,946
資産合計	119,946		

損益計算書

(2018年11月1日から
2019年10月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		56,035
売上原価		48,935
売上総利益		7,099
販売費及び一般管理費		5,929
営業利益		1,169
営業外収入		
受取利息	58	
受取配当金	1,607	
受取技術料	949	
受取和解金	238	
電力販売収益	82	
その他	103	3,039
営業外費用		
為替差損	215	
環境対策費用	10	
電力販売費用	64	
その他	33	324
経常利益		3,885
特別利益		
固定資産売却益	14	
投資有価証券売却益	128	142
特別損失		
固定資産除却損	18	
関係会社出資金評価損	248	267
税引前当期純利益		3,760
法人税、住民税及び事業税	1,018	
法人税等調整額	△70	948
当期純利益		2,812

招集ノ通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2018年11月1日から
2019年10月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本															
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金											
		資 本 準 備	本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計	配 当 金	研 究 開 発 費 立 積	特 許 費 立 積	別 当 金	固 定 資 産 積 立 金	別 当 金	繰 上 金	繰 上 金	繰 上 金	繰 上 金
2018年11月1日期首 残	5,657	7,105	48	7,154	727	5,900	13,200	111		28		33,600	5,268	58,835		
事業年度中の変動額																
特別償却積立金の取崩し								△55					55	－		
固定資産圧縮積立金の取崩し										△0			0	－		
別途積立金の積立て												2,000	△2,000	－		
剰余金の配当													△2,016	△2,016		
当期純利益													2,812	2,812		
自己株式の取得																
自己株式の処分			9	9												
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)																
事業年度中の変動額合計	－	－	9	9	－	－	－	△55		△0		2,000	△1,148	795		
2019年10月31日期末 残	5,657	7,105	57	7,163	727	5,900	13,200	55		27		35,600	4,120	59,631		

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等		
2018年11月1日期首 残	△336	71,310	24,573	24,573	117	96,002
事業年度中の変動額						
特別償却積立金の取崩し		－				－
固定資産圧縮積立金の取崩し		－				－
別途積立金の積立て		－				－
剰余金の配当		△2,016				△2,016
当期純利益		2,812				2,812
自己株式の取得	△9	△9				△9
自己株式の処分		9				9
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)			3,560	3,560		3,560
事業年度中の変動額合計	△9	794	3,560	3,560	－	4,355
2019年10月31日期末 残	△345	72,105	28,134	28,134	117	100,357

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年12月12日

株式会社ハイレックスコーポレーション
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 廣 田 昌 己 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 立 石 政 人 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハイレックスコーポレーションの2018年11月1日から2019年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハイレックスコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年12月12日

株式会社ハイレックスコーポレーション

取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 廣 田 昌 己 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 立 石 政 人 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハイレックスコーポレーションの2018年11月1日から2019年10月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2018年11月1日から2019年10月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ③事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ④事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ⑤会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年12月12日

株式会社ハイレックスコーポレーション 監査役会

常勤監査役	星	野	憲太郎	㊟
監査役（社外監査役）	吉	竹	英之	㊟
監査役（社外監査役）	岡	本	忍	㊟
監査役（社外監査役）	小	林	佐敏	㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当及び剰余金の処分につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案し、内部留保及び連結での配当性向にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1)株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通配当を1株につき金26円50銭とさせていただきたいと存じます。

総額1,008,752,869円

(2)剰余金の配当が効力を生じる日

2020年1月27日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1)増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,000,000,000円

(2)減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（7名）が任期満了となりますので、あらためて取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>てら うら まこと 寺 浦 實 (1938年2月27日生)</p> <p>再任</p>	<p>1965年2月 当社入社 1969年12月 当社取締役 1973年3月 当社常務取締役 1973年6月 当社専務取締役 1974年6月 当社代表取締役専務 1976年6月 当社代表取締役副社長 1978年1月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） TSK of AMERICA INC. CEO 株式会社サンメディカル技術研究所代表取締役</p>	696,000株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>長年にわたり当社代表取締役社長として経営を牽引しており、企業経営に関わる豊富な経験と高度な見識を活かして米国をはじめとする世界17カ国へ拠点を拡大し、当社グループの確固たる経営基盤を築き上げてまいりました。当社グループが今後も持続的な成長を果たし、さらなる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
2	<p>なか の みつ ひろ 中 野 充 宏 (1960年3月19日生)</p> <p>再任</p>	<p>1985年10月 当社入社 2003年1月 当社執行役員 2004年1月 当社取締役 2009年1月 当社常務取締役 2013年1月 当社代表取締役専務 2015年6月 当社代表取締役副社長（現任） 2018年6月 当社人事総務・経理・情報管掌兼調達管掌兼原価企画管掌兼医療機器事業管掌兼内部統制管掌兼技術開発管掌（現任）</p>	4,700株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>主として人事、法務、財務、IT等の管理業務全般や経営に長年携わっており、その豊富な経験、幅広い知識や確かな見識を活かし、事業のグローバルな展開における経営判断をはじめ、幅広い分野での適切な意思決定が期待されるとともに、客観的に経営の監督を遂行することができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	てら うら た ろう 寺 浦 太 郎 (1977年5月12日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">再任</div>	2002年 9 月 当社入社 2012年 1 月 当社執行役員 2013年 1 月 当社常務取締役 2013年12月 当社インドチェンナイ事業管掌 2015年12月 当社欧州事業管掌 2018年 1 月 当社専務取締役 (現任) 2018年 6 月 当社グローバル営業本部管掌兼欧州事業管掌 (現任) (重要な兼職の状況) HI-LEX CABLE SYSTEM CO.,LTD. CEO HI-LEX HUNGARY CABLE SYSTEM MANUFACTURING LLC CEO HI-LEX CZECH, S.R.O. CEO	71,582株
【取締役候補者とした理由】			
主として海外の事業部門・営業部門の業務に携わり、その豊富な経験や知識を活かし、事業のグローバルな展開における経営判断をはじめ、当社グループが今後も持続的な成長を果たすうえで国内外の事業分野での適切な経営判断と意思決定が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。			
4	ひら い しょう いち 平 井 彰 一 (1955年6月5日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">再任</div>	1979年 3 月 当社入社 2005年 1 月 当社執行役員 2011年 1 月 当社常務取締役 (現任) 2013年12月 当社海外事業管掌 (現任) (重要な兼職の状況) 韓国 T S K 株式会社代表取締役社長	5,723株
【取締役候補者とした理由】			
主として製品設計や海外営業業務に携わり、その豊富な経験や知識を活かし、米国をはじめ欧州における当社グループの経営基盤づくりと海外拠点の拡大に貢献するとともに、当社グループが今後も持続的な成長を果たすうえで海外事業分野での適切な意思決定が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	<p>まさ き やす こ 正 木 靖 子 (1955年4月8日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1982年4月 弁護士登録（神戸弁護士会（現兵庫県弁護士会））（現任）</p> <p>2004年4月 関西学院大学大学院司法研究科教授</p> <p>2008年1月 当社取締役（現任）</p> <p>2008年4月 兵庫県弁護士会会長</p> <p>2011年4月 日本司法支援センター（法テラス）兵庫地方事務所所長</p> <p>2013年4月 近畿弁護士会連合会理事長</p> <p>2014年6月 生活協同組合コープこうべ員外監事（現任）</p> <p>2018年3月 株式会社ノーリツ社外監査役</p> <p>2018年4月 日本弁護士連合会副会長</p> <p>2019年3月 株式会社ノーリツ社外取締役（監査等委員）（現任）</p>	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>弁護士としての豊富な経験を活かし、法律の専門家として当社の経営全般に対して提言をいただき、また、独立社外取締役かつ任意の機関である指名報酬委員会の委員としての確かな関与・助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。</p>			
6	<p>か とう とおる 加 藤 徹 (1942年6月23日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1969年4月 大阪大学法学部助手</p> <p>1993年1月 法学博士（早稲田大学）（現任）</p> <p>1997年4月 関西学院大学法学部教授</p> <p>2011年4月 名古屋経済大学大学院法学研究科教授 関西学院大学名誉教授（現任）</p> <p>2012年1月 当社取締役（現任）</p> <p>2016年4月 名古屋経済大学名誉教授（現任）</p>	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>大学教授、学会理事などを務められた豊富な経験と、会社法等法律研究の第一人者としての深い知見を有しておられ、それらを活かし、当社の経営全般に対して提言をいただき、また、独立社外取締役かつ任意の機関である指名報酬委員会の委員としての確かな関与・助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	あかにしよしふみ 赤西芳文 (1948年3月5日生) 再任 社外 独立	1972年4月 最高裁判所司法研修生 1974年4月 神戸地方裁判所判事補 1992年4月 大阪法務局訟務部付検事 1993年4月 大阪法務局訟務部長 2007年1月 神戸家庭裁判所長 2008年10月 大阪高等裁判所判事部総括 2013年6月 弁護士登録(大阪弁護士会)(現任) 2013年9月 大阪府公益認定等委員会委員 2014年4月 近畿大学法科大学院教授(現任) 2017年1月 当社取締役(現任)	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 裁判官としてのキャリアが長く、その豊富な経験を活かし、法律の専門家として当社の経営全般に対して提言をいただき、また、独立社外取締役かつ任意の機関である指名報酬委員会の委員としての確な関与・助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 正木靖子、加藤徹及び赤西芳文の3氏は社外取締役候補者であります。3氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって正木靖子氏は12年、加藤徹氏は8年、赤西芳文氏は3年となります。
3. 当社は、正木靖子、加藤徹及び赤西芳文の3氏との間で、法令が定める額を限度に損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において、3氏が原案どおり選任されますと、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、正木靖子、加藤徹及び赤西芳文の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第3号議案 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員（4名）が任期満了となりますので、あらためて監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	まつもと こういち 松本耕一 (1966年11月8日生) 新任	1989年3月 当社入社 2011年12月 当社経理グループマネージャー（現任）	1,500株
	【監査役候補者とした理由】 長年にわたり当社の財務経理業務や経営企画業務に携わった経験から、国内だけでなく海外子会社の財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、客観的に適切な監査を行うことができると判断したため、このたび監査役候補者いたしました。		
2	よし たけ ひで ゆき 吉竹英之 (1936年11月1日生) 再任 社外 独立	1955年4月 大阪国税局採用 1994年7月 南税務署長就任 1995年9月 税理士登録（現任） 2004年1月 当社監査役（現任） 2015年6月 明星工業株式会社社外取締役（監査等委員） 2019年6月 同社退任	1,000株
	【社外監査役候補者とした理由】 税理士であり、また税務署長を務めるなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、専門的見地から適切な監査を行うことが期待できると判断したため、引き続き社外監査役候補者いたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 並びに重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	こ ばやし さ とし 小林 佐敏 (1945年1月11日生) 再任 社外 独立	1963年4月 大阪国税局採用 2002年7月 尼崎税務署長就任 2003年9月 税理士登録(現任) 2008年1月 当社監査役(現任) 2011年2月 モリト株式会社社外監査役 2019年2月 同社退任	1,000株
	【社外監査役候補者とした理由】 税理士であり、また税務署長を務めるなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、専門的見地から適切な監査を行うことが期待できると判断したため、引き続き社外監査役候補者といたしました。		
4	おお た かつ み 太田 克実 (1953年7月10日生) 新任 社外 独立	1977年4月 大阪国税局採用 2013年7月 奈良税務署長就任 2014年8月 税理士登録(現任) 2015年2月 株式会社くろがね工作所社外監査役(現任) 2016年6月 株式会社デサント社外監査役(現任)	一株
	【社外監査役候補者とした理由】 税理士であり、また税務署長を務めるなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、専門的見地から適切な監査を行うことが期待できると判断したため、このたび社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 吉竹英之、小林佐敏および太田克実の3氏は、社外監査役候補者であります。吉竹英之氏および小林佐敏氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって吉竹英之氏は16年、小林佐敏氏は12年となります。また、太田克実氏は新任の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、吉竹英之および小林佐敏の両氏との間で、法令が定める額を限度に損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において、両氏が原案どおり選任されますと、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、太田克実氏は新任の社外監査役候補者であり、原案どおり選任されますと、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

4. 当社は、吉竹英之および小林佐敏の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、太田克実氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、原案どおり選任されますと、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役7名のうち社外取締役3名を除く取締役4名及び監査役4名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額26,000,000円（取締役分16,100,000円、監査役分9,900,000円）を支給することといたしたいと存じます。

第5号議案 当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

当社は、2017年1月28日開催の当社第73期定時株主総会にて株主の皆様のご承認を得て、当社株式の大規模買付等に関する対応方針（以下「旧プラン」といいます。）を継続導入しております。

旧プランの有効期間は、2020年1月25日開催予定の当社第76期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までであることから、当社取締役会は旧プランの継続導入後も、社会・経済情勢の変化、法令改正等を踏まえ、その継続の是非を含め、そのあり方について慎重に検討してまいりました。

その結果、2019年12月13日開催の取締役会において、旧プランを一部変更（以下、変更後の対応方針を「本プラン」といいます。）した上で、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に本プランを継続することを決定いたしました。

なお、本プランは、上記取締役会において、社外取締役3名を含む当社取締役7名の全員一致により承認されており、また社外監査役3名を含む当社監査役4名全員が本プランに賛成しております。

変更の主な内容は次のとおりです。

- ・いわゆる高裁四類型（別紙4の1. から4. ）および強圧的二段階買収（別紙4の5. ）の計5類型のいずれにも該当しない場合には、当社の株主総会決議を経たときに限り対抗措置をとることができるよう、対抗措置発動の要件を厳格化しました（下記3. (2)②）。
- ・独立委員会による勧告の取り扱いについて、取締役会は「最大限尊重する」としていたものを、取締役の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合を除き、従う旨に変更しました。

なお、現時点において、当社の株券等について、第三者からの大規模買付等の具体的提案を受けている事実はありません。

当社取締役会は、本プランについて株主の皆様のご意見を広く反映させることが適切であるとの考え方から、本議案が皆様の議決権の過半数の承認を得て可決されることを導入の条件とさせていただいており、本プランの承認をお願いするものであります。

1. 当社における企業価値および株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組みについて

(1) 当社の企業価値の源泉

当社の企業価値の源泉は、

- ① 1946年の創業以来、コントロールケーブル筋に心血を注ぎこみ、常に業界のリーディングカンパニーとして長年培ってきた高品質ケーブルの製造技術・ノウハウとこれらケーブルを使ったコントロールシステムの製品開発力およびこれらに関するお客様（特に自動車メーカー）・仕入先様からの高い信用
- ② 当社の創業者の理想「この仕事を通じて社会に貢献する」「この仕事を通じて立派な人を創る」を受け継ぎ、それを実現する方策である社訓「良品・安価・即納」、経営信条「信義誠実・和衷協力・不撓不屈・業務奉仕」のもとに確固とした公正・公平な企業文化を築き上げ、経営陣と従業員の固い信頼関

係を基盤に、全社一丸となって社会の要請に応じていく中で得られてきたお客様、仕入先様、社会との強固な信頼関係

- ③ これらの信用・信頼関係を更に高め、株主の皆様への安定的な還元策の維持向上、製品開発力・コア技術を維持発展させていくために必要不可欠な中長期ビジョン、および中長期的な製品開発計画のために必要な設備投資等、これらを不測の経済変動にも耐え、支えていくことができる健全な財務体質にあります。

当社は「株主」の皆様を始め「お客様」「仕入先様」「従業員」「社会」という全てのステークホルダーから「安心・安全な価値ある企業」として信頼され、支持され、更に今後とともに中長期的な価値を創造していくことこそが企業価値の源泉ひいては株主価値の最大化を実現する道と考えております。

(2) 中期経営計画について

当社は、企業価値の最大化を実現するために中期経営計画を策定し、毎年見直しをはかり、計画をローリングさせながら進めております。

当社グループは、EV等の環境規制対応により加速するバイワイヤ化によるコントロールケーブル用途の減少、世界的原材料価格の上昇、国内外競合メーカーとの価格競争激化、中国市場の低迷、米中の通商問題等、大きな変化に直面しており、経営環境が厳しいものになっております。そのような経営環境の中で、当社グループの強みであります世界17ヶ国に展開した拠点が相互に協力・連携しながら、お客様の要望に即応することでシェアを拡大していくことやお客様の期待を上回る新製品開発・拡販が、重要な経営課題となっております。

当社グループは次の3つを基本戦略として、その経営課題に取り組んでまいります。

- I. 足元を固める
- II. 安心品質・高付加価値・低価格製品の実現
- III. グローバル人材の育成

そのための方策として、以下の5つを柱としております。

① 市場開拓

欧州自動車メーカーをはじめ中国およびインド市場における自動車メーカーから新規受注を獲得し、欧州やインド等に新生産拠点の構築と生産能力増強を図ってまいりました。これら事業の経営の安定化を早期に実現し、当社製品の更なる世界シェアアップを図ってまいります。

また、非自動車分野における新市場の開拓を積極的に推進してまいります。

② 開発強化

製品の素材と設計の最適化によって低コストで高品質化を図り、お客様の期待を上回る新製品をスピーディーに提案し、世界中のお客様に安心と喜びを届けてまいります。

また、パワーリフトゲート、電動アクチュエータ等のシステム製品の開発および医療機器、福祉関連機器、住宅関連機器等の非自動車分野の新製品開発に注力してまいります。

③ グローバル価格

世界的原材料価格の上昇および自動車メーカーの生産販売のボーダレス化に対応すべく、当社グループの強みであります世界17ヶ国に展開した拠点が相互に協力・連携し、どの地域であっても当社グループの有する安心品質・高付加価値・低価格な製品を供給し、お客様の多様なニーズを先取りし、当社グループがOne Teamとなってお客様の要望に即応してまいります。

④ 安心品質

4S（整理、整頓、清掃、整備）が自然にできるような仕事の流れで品質管理を徹底し、世界中のどの拠点からでも安心してお客様に買っていただける体制を築いてまいります。

⑤ グローバル人材

世界中のどこでもプロの技術で教え導くことのできるスキルと国際適応力をもつグローバル人材を育て、海外子会社に派遣することによって、現地の人材を育成してまいります。

これら中期経営計画の着実な実行を通じて、コントロールシステムを中心とした創造性豊かなシステム製品企業として、グローバルに社会貢献することにより、当社のブランド価値を更に高め、お客様の満足と同時に企業価値の向上を目指してまいります。

(3) コーポレート・ガバナンスの仕組みの強化

当社は、企業価値・株主共同の利益の向上のために不可欠な仕組みとして、従来よりコーポレート・ガバナンスの強化を重要な課題に掲げています。当社においては、取締役7名の内3名が独立性を有する社外取締役であり、また、監査役4名の内3名が独立性を有する社外監査役であります。当社はこれら社外役員全員を東京証券取引所に独立役員として届出をしております。

当社は、2001年1月より執行役員制度を導入し、取締役の削減をはかり、迅速かつ機動的な業務執行を行うことができる体制および経営の意思決定と業務執行の分離をはかりつつ、業務執行を監視する体制を強化するように努めてまいりました。

また、経営陣の株主の皆様に対する責任を明確化するため、取締役任期を1年に設定しております。

なお、当社の会計年度の終期は10月末日であり、例年、定時株主総会は1月下旬に開催しているため、いわゆる株主総会の集中開催による形骸化のおそれはありません。また、より多くの株主の皆様がご出席くださるよう土曜日に開催することを慣例としており、株主総会本来の機能を確保できるように配慮しております。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上をはかっていく所存であります。

2. 本プラン導入の目的

(1) 当社は上場会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、特定の者の大規模な買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の拡大につながるものであればこれを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴う当社の株式買付に応じるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものです。

しかしながら、大規模な買付行為の中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に明白な侵害を与えるもの、株主の皆様に売却を事実上強制するもの、当社の取締役会が代替案を提示するための十分な情報や検討期間を与えないもの、株主の皆様に十分な検討を行うための時間と情報を提供しないもの、当社が買付者等の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者等との交渉を要するものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に反するものが幾つか存在しております。

株主の皆様に会社の支配権の移転を伴う当社の株式買付に応じるか否かについて適切な判断をしていたくためには、買付者等および当社取締役会等からの十分な情報提供、ならびに株主の皆様が検討を行うのに十分な期間が必要不可欠です。また、当社株式を売却せず継続的に保有するお考えの株主の皆様にとりましても、買付者等が指向する当社の顧客、取引先、地域社会および従業員等の利害関係者に対する方針を含む経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料です。このような濫用的な買付行為が行われることを未然に防止できなければ、当社の強みである製造技術を支える優秀な従業員の流出を招き、お客様・仕入先様・社会からの強固な信頼を失い、当社の上記1.「当社における企業価値および株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組み」の遂行に大きな影響を与えかねません。

そこで、当社は、大規模な買付行為の是非につき最終的判断を行う株主の皆様が適切な判断を行うために必要となる情報等を収集・提供し、買付者等の意図する買収後の当社の経営方針が当社の企業価値および当社株主共同の利益の向上に資するものであるか否かを評価・検討することを可能とするルールが必要であり、また、かかる評価・検討の結果、当該買付行為が当社株主共同の利益および当社の企業価値を害するものであると判断される場合には大規模な買収提案の内容を改善すべく買付者等と交渉するとともに、必要に応じて対抗措置を講ずる必要があると考えます。

当社は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付等が一定の合理的なルールに従って進められることが当社株主共同の利益および当社の企業価値の確保・向上に資すると考え、本プランの継続導入を決定いたしました。

(2) 2019年10月31日現在における当社の株主の状況は、別紙3「当社株主の状況」の通りであり、当社代表取締役および当社取締役が取締役を務める寺浦興産株式会社、当社代表取締役が理事を務める公益財団法人寺浦奨学会、当社代表取締役寺浦實ならびに当社取締役寺浦太郎の4名が合算して自己株式控除後の発行済株式総数の30.19%を保有しております。しかしながら、これらの株主と当社との間に今後も当社株式を保有し続けることについて契約等が存在するわけではなく、将来において資金需要等から当社株式が売却される可能性のあることは否定できません。また、公益財団法人寺浦奨学会は6名の理事による合議制をとっており、当社とは独立した意思決定を行っています。

また、当社の提案する本プランは、当社に対する買収行為の一切を排除しようとするものではなく、あくまでも買収行為を行おうとする者が買収条件等について十分な情報を株主の皆様を提供することを確保するとともに、当社取締役会と誠実かつ真摯に交渉する機会と時間を確保し、その結果、当社株主共同の利益および当社の企業価値の確保・向上の観点から、最適な結果を導くものです。また、かかるルールを予め設定し、買収の透明性を図ることは、かかるルールを設定していない場合に比して、買付者等の予見可能性を確保し、当社および当社株主の皆様の利益となるような大規模買付等に対して萎縮的効果を及ぼすことを未然に防止できるものと考えております。

3. 本プランの内容

(1) 本プランの定める手続

① 対象となる大規模買付等

本プランは、特定株主グループ¹の議決権割合²を20%以上とすることを目的とする当社株券等³の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）のうち、当社の取締役会の同意を得ていないもの（以下、かかる買付行為を「大規模買付等」といい、かかる買付行為を行う者またはその提案者を「買付者等」といいます。）を適用対象とします。買付者等は、予め本プランに定められる以下の手続に従わなければならないものとします。

② 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

- (1) 氏名または名称および住所または所在地
- (2) 代表者の役職および氏名

-
- 1 特定株主グループとは、①当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。
- 2 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、①特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者およびその共同保有者である場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）または②特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）である場合は、買付等を行おうとする者およびその特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。以下同じとします。
- 3 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定される株券等をいいます。以下同じとします。

- (ハ) 会社等の目的および事業の内容
- (ニ) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ハ) 設立準拠法
- (ii) 買付者等以外の特定株主グループの概要
 - (イ) 氏名または名称および住所または所在地
 - (ロ) 代表者の役職および氏名
 - (ハ) 会社等の目的および事業の内容
 - (ニ) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要
 - (ホ) 国内連絡先
 - (ハ) 設立準拠法
- (iii) 買付者等が現に保有する当社の株券等の数、および、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況
- (iv) 買付者等が提案する大規模買付等の目的（大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等⁴ その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）
- (v) 買付者等が提案する大規模買付等の方法および内容（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類・数、買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性を含みます。）

③ 「本必要情報」の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日⁵（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(イ)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。また、上記の情報リストに従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、必要かつ十分な本必要情報が揃うまで当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただき、原則として当社取締役会から買付者等に対して上記の情報リストが交付されてから60日以内（初日不算入）に本必要情報の提供を完了していただくこととします（以下「情報提供期間」といいます。）。

⁴ 金融商品取引法第27条の26第1項に規定される重要提案行為等をいいます。以下同じとします。

⁵ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

もっとも、本必要情報の具体的な内容は大規模買付等の内容および規模によって異なることもありうるため、当社取締役会は、大規模買付等の内容および規模ならびに本必要情報の具体的な提供状況を考慮して、独立委員会の勧告に基づき、情報提供期間を最長30日間延長することができるものとします。買付者等から提出された本必要情報が十分か否か、当社取締役会が要求した本必要情報の内容・範囲が妥当か否か、および情報提供期間を延長するか否かについては、当社取締役会が独立委員会からの勧告に従い（但し、勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合を除きます。）決定いたします。なお、大規模買付等の内容および態様等にもかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 特定株主グループの各構成員（ファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名前および職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、取得を予定する当社の株券等の種類・数、買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等を行った後における株券等所有割合、買付等の方法の適法性および買付等の実行の蓋然性を含みます。なお、大規模買付等の適法性については弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- (vi) 特定株主グループが既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 特定株主グループが大規模買付等後に保有することとなる当社の株券等（既に保有する当社の株券等を含みます。）に関し、担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策

(ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客および地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

(x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)または(ii)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(i) 対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社株券等の全部を対象とする公開買付けの場合には60日間

(ii) その他の大規模買付等の場合には90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとし、当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様が開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

⑤ 取締役会評価期間の満了までの大規模買付等の禁止

買付者等は、上記取締役会評価期間が満了するまでの間、大規模買付等を行わないものとします。

(2) 大規模買付等がなされた場合の対応策

① 買付者等が本プランに定める手続を遵守しない場合

買付者等により、本プランに定める手続が遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等の対抗措置を発動する場合があります。当社取締役会は、買付者等が本プランに定める手続を遵守したか否か、対抗措置の発動の適否、発動する場合の対抗措置の内容について、外部専門家等の意見も参考にし、また、独立委員会の勧告に従い（但し、勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反する場合はあると判断する場合は除きます。）決定します。

具体的な対抗措置については、新株予約権の無償割当てその他法令および当社定款で認められるものうち、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを実施する場合には、特定株主グループに属する者または特定株主グループに属する者になろうとする者（以下総称して「非適格者」といいます。）でないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

② 買付者等が本プランに定める手続を遵守した場合

買付者等が本プランに定める手続を遵守した場合には、当社取締役会は、当該買付等の提案についての反対意見の表明や代替案を提示することにより株主の皆様を説得するに留め、大規模買付等に対する対抗措置は発動しません。この場合、買付者等の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付等の提案ならびに当社取締役会が提示する当該買付等の提案に対する意見および代替案等を考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付等が別紙4「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると当社取締役会において判断したときには、当社取締役会は、例外的に、新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款で認められる措置をとり、大規模買付等に対抗するものとします。ただし、当社は、この場合において、買付者等有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

具体的な対抗措置については、新株予約権の無償割当てその他法令および当社定款で認められるものうち、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを実施する場合には、非適格者ではないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

なお、対抗措置を発動する際の判断の客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、買付者等の提供する本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、特定株主グループおよび大規模買付等の具体的内容や、大規模買付等が株主の皆様の全体の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告に従い（但し、勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合を除きます。）判断します。

また、別紙4「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」に掲げる行為等のうち、いわゆる高裁四類型（別紙4の1. から4. ）および強圧的二段階買収（別紙4の5. ）の計5タイプのいずれにも該当しない場合には、必ず株主総会決議を経るものとします。

(3) 独立委員会の設置

本プランに定める手続が遵守されたか否か、また本プランに定める手続が遵守された場合でも、大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、旧プランと同様に別紙1「独立委員会規則」に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役および社外監査役のいずれかに該当する者の中から選任します。独立委員会委員予定者である、社外取締役である正木靖子氏、加藤徹氏および赤西芳文氏ならびに社外監査役である吉竹英之氏および小林佐敏氏の略歴については別紙2をご参照下さい。なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー）、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

(4) 株主意思確認手続

当社取締役会は、大規模買付等に対する対抗措置を発動するにあたり、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から、独立委員会の勧告を受けたくうえで、大規模買付等に対し、対抗措置発動の可否またはその条件について株主の皆様にご判断していただくこともできるものとします。また、上記(2)②のとおり、別紙4「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」に掲げる行為等のうち、いわゆる高裁四類型（別紙4の1. から4. ）および強圧的二段階買収（別紙4の5. ）の計5類型のいずれにも該当しない場合には、必ず株主総会決議を経るものとします。

株主の皆様の意思の確認は、会社法上の株主総会またはそれに類する手続（以下「株主意思確認手続」といいます。）による決議によるものとします。当社取締役会は、株主意思確認手続を開催する場合には、株主意思確認手続の決議の結果に従い、大規模買付等の提案に対し、対抗措置を発動しまたは発動しないことといたします。

なお、当社取締役会は、株主意思確認手続において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定するにあたっては、本基準日の2週間前までには当社定款に定める方法によって公告するものとします。

株主意思確認手続において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主とします。また、株主意思確認手続による場合には、議決権を行使できる株主に対して、招集通知を株主意思確認手続の2週間前の日までに発送します。

当社取締役会は、株主意思確認手続にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、株主意思確認手続の本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、または株主意思確認手続の延期もしくは中止をすることができるものとします。

(5) 対抗措置発動の手続

本プランにおいては、上記(2)①のとおり、買付者等が本プランに定める手続を遵守しなかった場合には、対抗措置を発動する場合があります。上記(2)②のとおり、買付者等が本プランに定める手続を遵守した場合には、原則として大規模買付等に対する対抗措置を発動しない、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しておりますが、上記(2)①記載の場合に対抗措置を発動する場合および上記(2)②記載の例外的対応をとる場合、当社取締役会は、当社取締役会の判断の合理性を担保するために独立委員会に諮問することとします。独立委員会は、別紙1「独立委員会規則」に定められた手続に従い、買付者等の買付内容につき評価、検討し、当社取締役会に対し、対抗措置を発動することができる状態にあるか否か、また株主総会決議を経ることが相当か否かに関する勧告を行います。当社取締役会はその勧告に従い（但し、勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合は除きます。）、上記対抗措置の発動または不発動等に関する決議を速やかに行うものとします。当社取締役会は、かかる決議を行った場合、速やかに情報開示を行うものとします。

(6) 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記(5)の手続に従い対抗措置の発動を決議した後、または、対抗措置の発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合、または、(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、または、勧告の有無もしくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止の決議を行うものとします。当社取締役会は、かかる決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

4. 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、2020年1月25日開催予定の本定時株主総会において株主の皆様にお諮りし、本定時株主総会において出席株主の皆様のご承認をいただいたときに継続するものとします。本プランが本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て継続する場合、その有効期間は、本定時株主総会終結の時から2023年1月頃に開催予定の第79期定時株主総会終結の時までの3年間とします。ただし、同定時株主総会において本プランを継続することがご承認された場合は、かかる有効期間は更に3年間延長されるものとします。当社取締役会は、本プランを継続することがご承認された場合には、その旨を速やかにお知らせします。

本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、本プランに反しない範囲、または会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、速やかに、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

また、本プランは、平成20年6月30日に公表された経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

さらに、本プランは、2015年6月1日に公表（2018年6月1日に改訂版公表）された東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」における原則1-5および補充原則1-5①を充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記2. (1)のとおり、当社株式に対する大規模買付等が行われた際に、当該大規模買付等が適切なものであるか否か、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、2020年1月25日開催予定の本定時株主総会における株主の皆様からのご承認が得られなかった場合は本株主総会終了時点で将来に向かって効力を失います。そして、その有効期間は、上記4.のとおり、2023年1月頃に開催予定の当社第79期定時株主総会の終結のときまでの3年間とします。同定時株主総会で株主の皆様からその継続についてご承認をいただけない場合、本プランは自動的に廃止されることとなっております。また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

更に、上記3. (4)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、株主意思確認手続を招集し、大規模買付等に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくこともできるものとしており、また一定の場合には必ず株主の皆様のご意思を確認させていただくものとしております。

以上のように、本プランは、株主の皆様ご意思の尊重に最大限の配慮を行っております。

(4) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために対抗措置の発動および本プランの廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

本プランの導入に際し、独立委員会は、社外取締役および社外監査役から構成いたします。

実際に当社に対して大規模買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するかどうか等を判断し、当社取締役会はその判断に従い（但し、勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合は除きます。）決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については適時に株主の皆様へ情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの運用が行われる仕組みが確保されております。

(5) 合理的な客観的要件を設定していること

本プランにおいては、上記3. (2)ないし(5)記載のとおり、大規模買付等に対する対抗措置は合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見を取得することができること

買付者等が出現すると、当社取締役会は、必要に応じて、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとされています。これにより、当社取締役会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(7) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記4. のとおり、本プランは、当社株主総会または取締役会の決議をもって廃止することができるものとされており、従って、本プランは、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）やスローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する防衛策）ではありません。

なお、当社は、2008年1月26日開催の当社第64期定時株主総会において、定款変更の決議を行い、取締役の任期を1年としております。

6. 株主および投資家の皆様へ与える影響

(1) 本プランが株主および投資家に与える影響等

本プランは、上記2. (1)にて記載したとおり、大規模買付等がなされた場合に、大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するため、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために、必要な情報や時間を確保すること等を目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付等に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、ひいては株主の皆様全体の利益を確保・向上させることにつながるものと考えております。

なお、前述の3. (2)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該大規模買付等に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意下さい。

(2) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(3) 本プランに定める対抗措置の発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

買付者等が本プランに定める手続を遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、法令または当社定款により認められている対抗措置を発動することがありますが、当該対抗措置の仕組み上、非適格者以外の株主の皆様が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を発動する事を決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。また、新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、非適格者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、非適格者以外の株主および投資者の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合には、当社取締役会決議において別途定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個を上限とした割合で、新株予約権が無償にて割り当てられます。

なお、当社取締役会が、新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3. (6)に記載の手続等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、当社が買付者等に対して対抗措置を発動し、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

(4) 新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

① 新株予約権の割当ての手続

当社取締役会が新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会において割当期日を含め、これを公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、新株予約権が無償にて割り当てられ、かかる株主の皆様は、新株予約権無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となりますので、申込みの手続等は不要です。

② 新株予約権行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（行使にかかる新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日等の必要事項、ならびに株主の皆様ご自身が非適格者ではないこと等についての表明保証条項、補償条項、その他誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。

新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、権利行使期間内であつ当社による新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出したうえ、新株予約権1個当たり、金1円以上で当社取締役会において定める価額を払込み取扱場所に払い込んでいただきます。

③ 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合には、行使価額相当額の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することがあります。新株予約権の取得と引き換えに株式を株主の皆様へ交付するときは、別途、ご自身が非適格者ではないこと等についての表明保証条項、補償条項その他誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

以上

独立委員会規則

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を防止し、当社取締役会の判断および対応の客観性および合理性を担保することを目的として、当社取締役会の諮問機関として設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役または社外監査役の中から、当社取締役会が選任する。
3. 独立委員会委員の任期は、本プランの終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
4. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告に従って（取締役の善管注意義務に違反する場合はあると判断する場合を除く。）、新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動または不発動等に関する決議を行う。なお、独立委員会の各委員および各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本プランに係る対抗措置の発動または不発動
 - ② 本プランに係る対抗措置の中止および変更
 - ③ 本プランの廃止または変更
 - ④ その他本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問する事項
5. 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ① 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - ② 大規模買付等の内容の精査・検討
 - ③ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ④ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑤ 当社取締役会によって別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
6. 独立委員会は、意向表明書および提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、当社取締役会を通して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることができる。また、独立委員会は、買付者等から意向表明書および当社取締役会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、取締役会に対しても、所定の期間内に、大規模買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。

7. 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
8. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
9. 各独立委員会委員は、大規模買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
10. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

独立委員会委員候補者の略歴

吉竹 英之（よしたけ ひでゆき）

当社社外監査役

1936年11月1日生

〔略歴〕

1955年4月 大阪国税局採用

1994年7月 南税務署長就任

1995年9月 税理士登録（現任）

2004年1月 当社社外監査役（現任）

2015年6月 明星工業株式会社社外取締役（監査等委員）

2019年6月 同社退任

加藤 徹（かとう とおる）

当社社外取締役

1942年6月23日生

〔略歴〕

1969年4月 大阪大学法学部助手

1991年4月 和歌山大学経済学部教授

1993年1月 法学博士（早稲田大学）（現任）

1997年4月 関西学院大学法学部教授

2004年4月 関西学院大学大学院司法研究科（法科大学院）科長、同教授

2011年4月 名古屋経済大学大学院法学研究科教授

関西学院大学名誉教授（現任）

2012年1月 当社社外取締役（現任）

2016年4月 名古屋経済大学名誉教授（現任）

正木 靖子（まさき やすこ）

当社社外取締役

1955年4月8日生

〔略歴〕

1982年4月 弁護士登録（神戸弁護士会（現兵庫県弁護士会））（現任）

2004年4月 関西学院大学大学院司法研究科教授

2008年1月 当社社外取締役（現任）

2008年4月 兵庫県弁護士会会長

2011年4月 日本司法支援センター（法テラス）兵庫地方事務所所長

2013年4月 近畿弁護士会連合会理事長

2014年6月 生活協同組合コープこうべ員外監事（現任）

2018年3月 株式会社ノーリツ社外監査役

2018年4月 日本弁護士連合会副会長

2019年3月 株式会社ノーリツ社外取締役（監査等委員）（現任）

赤西 芳文（あかにし よしふみ）
弁護士 弁護士法人堺筋総合法律事務所所属
当社社外取締役

1948年3月5日生

〔略歴〕

1972年4月 最高裁判所司法研修生
1974年4月 神戸地方裁判所判事補
1992年4月 大阪法務局訟務部付検事
1993年4月 大阪法務局訟務部長
2007年1月 神戸家庭裁判所長
2008年10月 大阪高等裁判所判事部総括
2013年6月 弁護士登録（大阪弁護士会）（現任）
2013年9月 大阪府公益認定等委員会委員
2014年4月 近畿大学法科大学院教授（現任）
2017年1月 当社社外取締役（現任）

小林 佐敏（こばやし さとし）

当社社外監査役

1945年1月11日生

〔略歴〕

1963年4月 大阪国税局採用
2002年7月 尼崎税務署長就任
2003年9月 税理士登録（現任）
2008年1月 当社社外監査役（現任）
2011年2月 モリト株式会社社外監査役
2019年2月 同社退任

当社株主の状況 (2019年10月31日現在)

【発行可能株式総数】	8,000万株
【発行済株式総数】	3,821万6,759株 (自己株式150,613株を含む)
【議決権を有する株主数】	2,217名
【大株主の状況】	

氏名または名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
寺浦興産株式会社	兵庫県宝塚市栄町一丁目12-28	9,170,200	24.09
公益財団法人寺浦奨学会	兵庫県宝塚市栄町一丁目12-28	1,554,000	4.08
ジェーピー モルガン チェース バンク 380684 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決 済営業部)	英国・ロンドン (東京都港区港南二丁目15-1)	1,397,600	3.67
ビービーエイチ フォー ファイデリテ ィ ロー プライズド ストック フ アンド (プリンシパル オール セク ター サポートフォリオ) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	米国・ボストン (東京都千代田区丸の内二丁目7-1)	1,351,800	3.55
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6-6	1,259,795	3.30
ジェーピー モルガン バンク ルク センブルグ エスエイ 380578 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決 済営業部)	ルクセンブルグ大公国・セニンガーバーク (東京都港区港南二丁目15-1)	1,176,400	3.09
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	米国・ボストン (東京都中央区日本橋三丁目11-1)	1,134,363	2.97
西川ゴム工業株式会社	広島県広島市西区三篠町二丁目2-8	1,034,700	2.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	940,300	2.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会 社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	928,300	2.43

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は自己株式 (150,613株) を控除して計算しております。

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラ）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を特定株主グループまたはその関係者に移転する目的で当社の株券等の取得を行っているとして判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を特定株主グループまたはその関係者の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとして判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとして判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付等を行うことをいう。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株券等の買付等の条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期および方法を含む。）、違法性の有無ならびに実現可能性等を含むがこれらに限られない。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を不当に害することで、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8. 買付者等の経営陣または主要株主に反社会的勢力と関係する者が含まれている場合等、買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると合理的に判断される場合

以上

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件
取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、新株予約権1個につき1株を上限として、当社取締役会が別途定める数とする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、新株予約権の無償割当決議において当社取締役会が別途定める一定の日における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社が有する普通株式の数を除く。）を上限として、当社取締役会が別途定める数とする。
4. 新株予約権の発行価額
無償とする。
5. 新株予約権の無償割当ての効力発生日
当社取締役会が別途定める日とする。
6. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価格
各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株あたりの金額は1円以上で取締役会が別途定める額とする。
7. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
8. 新株予約権の行使条件
非適格者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める場合がある。
適用ある外国の証券法その他の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者による新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行または所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続および条件がすべて履行または充足されていると当社が認めた場合に限り、新株予約権を行使することができる。なお、当社が上記手続および条件を履行または充足することで当該管轄地域に所在するものが新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行または充足する義務を負うものではない。
詳細については、新株予約権の無償割当決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

9. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、すべての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ② 当社は、非適格者以外のものが所有する新株予約権を取得し、これと引き換えに新株予約権1個につき1株以内で取締役会が予め定める数の当社普通株式を交付することができる旨の取得条項を付す場合がある。他方、非適格者が所有する新株予約権については取得しないこととする場合がある。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき1株以内で当該当社取締役会が定める数の当社普通株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。
- ③ 当社が、非適格者が所有する新株予約権について取得することができる場合においても、非適格者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することはできないものとする。

なお、詳細については、新株予約権の無償割当決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

10. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他新株予約権の無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

11. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、その他必要な事項については、取締役会が別途定めるものとする。

以上

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内略図

会場 兵庫県宝塚市梅野町1番46号
宝塚ホテル 新館3階 琥珀の間



交通
機関



阪急電鉄「宝塚南口駅」正面

(注) 駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

HI-LEX
株式会社ハイレックスコーポレーション

**UD
FONT**

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。